

(仮称)江戸川区立日光林間学校 整備指針

はじめに

江戸川区立日光林間学校は昭和38年度に落成し、長い間小学生の移動教室の場として親しまれてきましたが、老朽化を理由に平成30年度末をもって閉校いたしました。

閉校後、跡地の利用方法について検討を重ねてきましたが、**【3つの視点】**から改めて林間学校の再建が必要であると判断し、改築の検討を開始いたしました。

これまでと同様に長く愛される持続可能な施設として、また、これまで以上に児童・生徒の良い経験や思い出となる施設を目指します。

なお、土日祝日や長期休暇中等は児童・生徒の利用が著しく減少することが想定されるため、スポーツ団体・文化団体等の合宿利用や、家族・仲間同士での利用等もできる施設として検討を進めていきます。

【3つの視点】



【児童・生徒視点】

- ・自然の中での非日常的な活動(キャンプファイヤーや飯盒炊飯等)は、児童・生徒にとってかけがえのない経験となり大きな思い出となるが、民間の宿泊施設では制限されており、経験することが難しい。
- ・児童・生徒の多い学校は複数の民間宿泊施設にて分散して活動を行う等の措置を講じているが、移動教室の意義である「集団宿泊生活を通じて規律を学び自律を育てる」ためには、1つの宿泊施設で生活を共にすることが望ましい。
- ・限られた時間の中でできるだけ多くの体験活動を行いたいため、世界遺産や歴史、大自然がコンパクトに親しめる日光という地を訪問したい。
- ・中学校は各校で宿泊先や体験内容が大きく異なるため、宿泊先を同一とすることで体験格差を是正する必要がある。

【保護者視点】

- ・物価高騰やインバウンド需要の拡大により宿泊費は年々高騰しており、保護者の金銭的負担も比例して増大しているため、抑制する必要がある。
- ・中学校は各校で宿泊先や体験内容が大きく異なり、保護者負担額にも差が生じているため、平準化を図る必要がある。

【教員視点】

- ・教員の働き方改革が推進されている中、宿泊先や各種体験の選定・手配を各校の教員が担っているため、負担軽減を図る必要がある。

【目次】

I. 本書の位置づけ

II. 敷地概要

III. 整備指針

1. 施設の基本方針
2. 運営の基本方針

IV. 要件整理

1. 要件概要
2. 必要室等
3. 想定規模

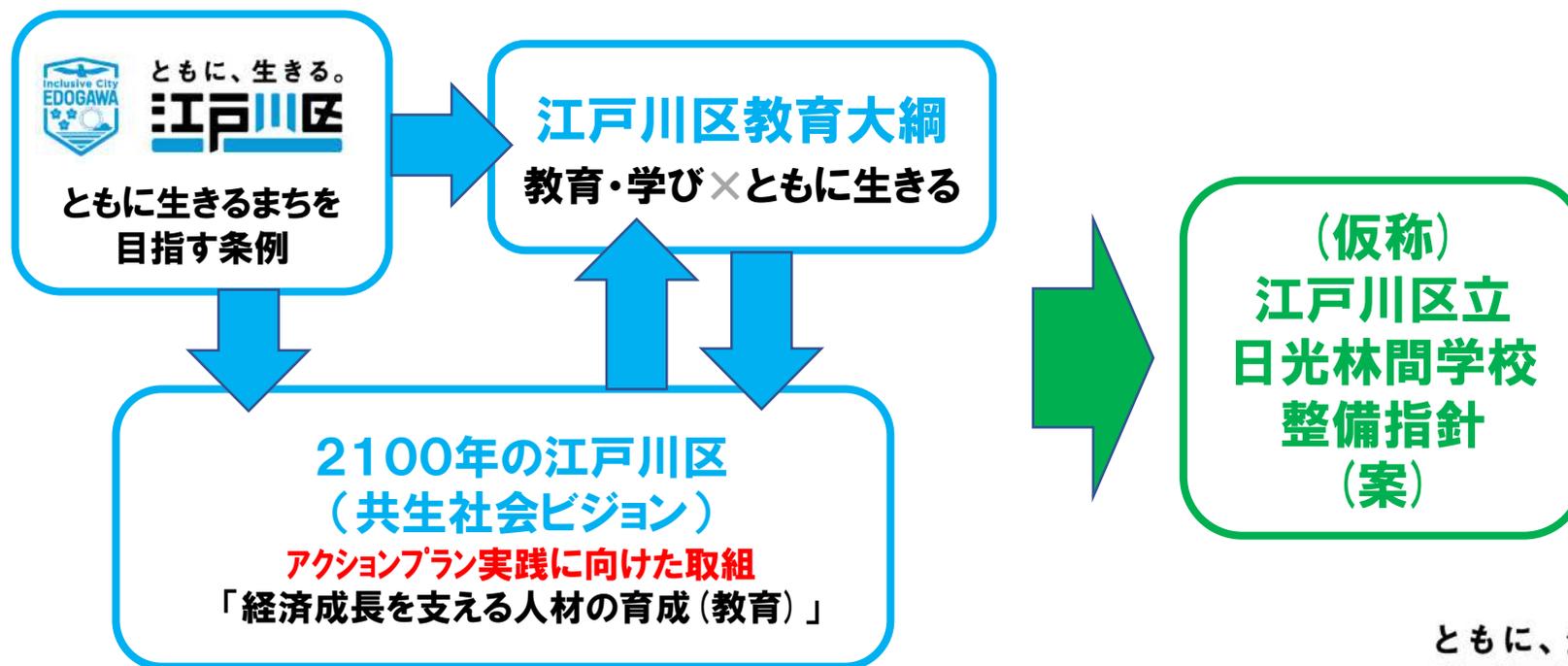
V. 敷地条件

1. 法的条件
2. 周辺環境
3. 既存施設概要

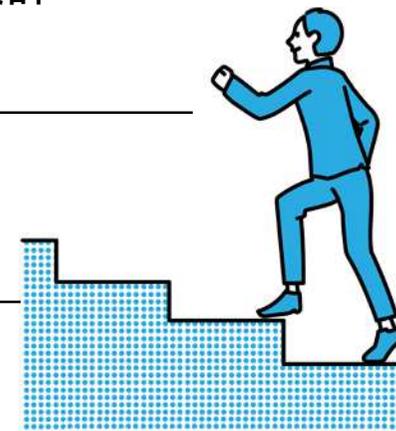
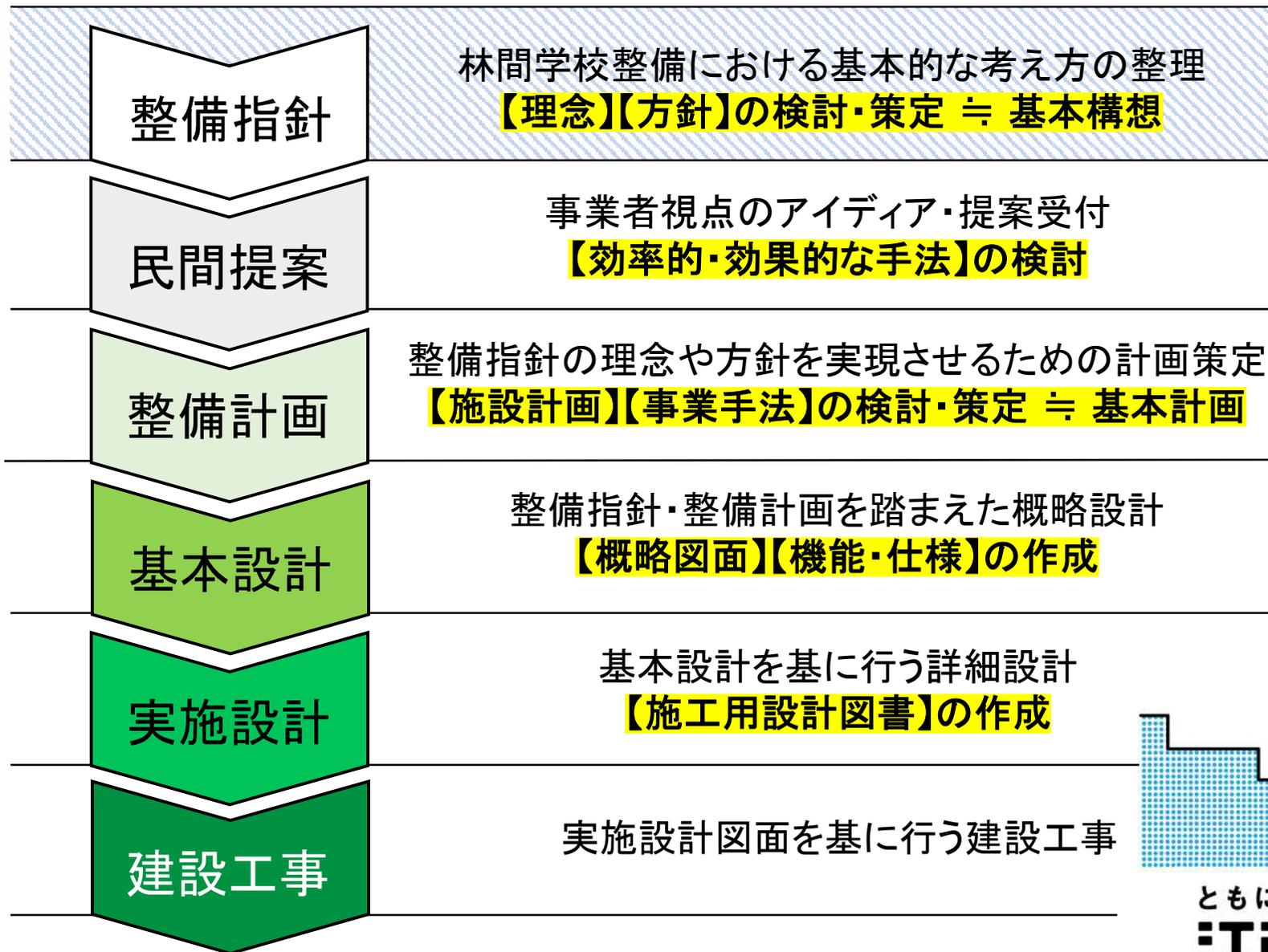


I. 本書の位置づけ

「江戸川区教育大綱」ならびに2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）を実現するための3つの基本方針の1つ「経済成長を支える人材の育成」の考え方に基づき林間学校の再建検討を開始したが、本書は事業を進めていく上で（仮称）江戸川区立日光林間学校の「基本的な考え方」をまとめることを目的としており、基本構想と同様の位置づけのものである。なお、本書は今後の事業の根幹となる考え方である。



I. 本書の位置づけ



ともに、生きる。

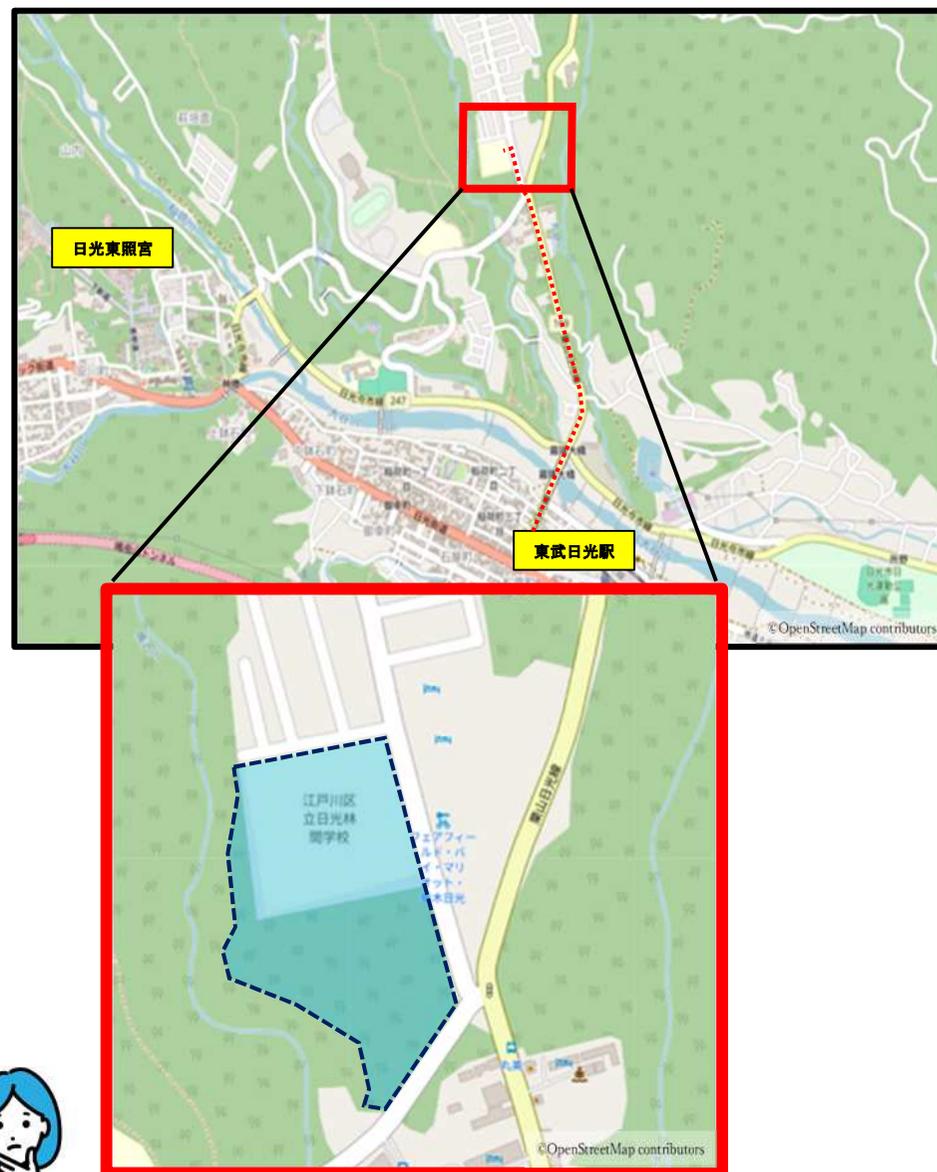
江戸川区

II. 敷地概要

所在地：栃木県日光市所野1541-2

敷地面積：29,861m²(森林部分含む)

- ・JR日光線日光駅及び、東武日光線東武日光駅より約1,800メートルの距離にあり、県道169号線から分岐した道路沿いに位置する。
- ・敷地内は自然が豊かであり、約3分の2を森林が覆っている。また、敷地西側には鳴沢川が流れている。
- ・山の麓に位置することから南北に高低差があり、3階層に分かれた地形となっている。
- ・近隣は住宅やペンション、ホテル等があるが、人や車通りが少なく閑静な地域である。



Ⅲ.整備指針 1.施設の基本方針

【基本理念】

旧日光林間学校は、野外活動・宿泊活動を通して本区児童の健全な育成を図ることを目的に、多くの子どもたちに活用されてきた。

改築後も、児童・生徒が非日常的な体験活動や日光の歴史に触れる拠点として、本区の目指す「人・社会・経済・環境・未来とともに生きる」ための育成の一助となるような施設としたい。

また、児童・生徒の利用のみならず、土日祝日など小・中学校が利用しない期間については、スポーツ団体・文化団体等の合宿利用や、家族・仲間同士での利用等もできる施設とし、様々な用途で利用できる賑わいのある施設を目指すこととする。



ともに、生きる。
江戸川区

Ⅲ.整備指針 1.施設の基本方針



【施設のコンセプト】

(1)集団生活を通して規律や協同を学び、自立心を育てる施設

- ①責任感や連帯感を体験し、学びを提供できる施設とする。
- ②準備や片付けなど自分のことは自分で行い、生活力を養える施設とする。

(2)日光の大自然に接し、感性を磨くことのできる施設

- ①山地特有の傾斜や森林など、今ある自然を極力活かし、自然の恩恵が受けられる施設とする。
- ②敷地内で自然を生かした学習・体験プログラムが実施できる施設とする。

(3)普段の学校生活では得られない体験のできる施設

- ①児童・生徒のコミュニケーションが促進され、人とのつながりが深められる施設とする。
- ②多分野に横断した学習・体験のできる施設とする。

(4)様々なチャレンジができ、成功体験のできる施設

- ①火おこしや飯盒炊飯など、食に通じるチャレンジのできる施設とする。
- ②野生生物の採集・観察や、自由に創作活動のできる施設とする。
- ③植林や間伐等を通じて森の循環を学び、伐採した木材が利用できる施設とする。

ともに、生きる。

江戸川区

Ⅲ.整備指針 1.施設の基本方針

【施設のコンセプト】

(5)日光周辺の歴史や文化に触れられる施設

- ①伝統や歴史を取り入れた設えとする。
- ②歴史や文化のわかる空間を創出する。

(6)施設内で様々な体験活動ができる施設

- ①施設全体が体験活動の場となるような汎用性のある施設とする。
- ②複数校利用や雨の日でも十分な体験活動ができる施設とする。

(7)移動教室以外の用途でも利用できる施設

- ①移動教室としての利用が主であるが、その他の利用にも汎用性を持たせた施設とする。
- ②スポーツ団体や文化団体などの合宿利用も見据え、各団体が敷地内で活動できるような施設とする。
- ③家族・仲間同士でも安価に利用できる施設とする。
- ④様々な災害が起きた際の避難所となる施設とする。



ともに、生きる。

江戸川区

Ⅲ.整備指針 1.施設の基本方針

【施設・設備内容】

(1)施設内の空間について

- ・安らぎを与えるような明るく開放的で風通しの良い空間を創出する。
- ・流行のデザインや工法にこだわらず、時代が変わっても色褪せない施設とする。
- ・ICTを活用した学習・体験が様々な場所のできる環境を構築する。
- ・様々な災害において、利用者の安全を守ることのできる施設とする。



Ⅲ.整備指針 1.施設の基本方針

【施設・設備内容】

(2)外構について

- ・自然とふれあい、遊び、親しむことで学習につながる空間を創出する。
- ・飯盒炊飯やバーベキュー、キャンプファイヤー、キャンプなどの屋外活動ができる環境を整備する。
- ・ナイトウォークや天体観察などの夜の活動についても、安全に楽しむことのできる環境を整備する。
- ・スポーツ団体の利用を見据え、屋外スポーツができるよう整備する。
- ・300人程度が利用するため、大型バスなどを見込んだ駐車場を整備する。



Ⅲ.整備指針

1.施設の基本方針



【施設・設備内容】

(3)その他

- ・大規模水害時等における区の広域避難施設となることを想定する。
- ・各種設備等の安全性を長期的に維持すべく、メンテナンス性やランニングコストに配慮した施設とする。
- ・衛生面を担保できるような構造、設備とする。
- ・社会的要請でもあるユニバーサルデザインは、改めて利用者視点で検討し、更なる実効性を追求する。
- ・障害者(児)が利用することも想定した施設とする。
- ・環境にやさしく経済性を伴った施設を目指し、太陽光パネル等を設置する。
- ・近隣住民や他の宿泊施設、飲食店などに特段の配慮をした施設計画とする。
- ・近隣環境との調和が図られた施設配置及び計画とする。
- ・第6次環境行動計画にも記載のとおり、積極的に上位のZEB基準を目指した施設とする。

※ZEB: ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、正味のエネルギー消費量をゼロにすること。『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedの4種の基準がある。

Ⅲ.整備指針 2.運営の基本方針

【基本理念】

(仮称)江戸川区立日光林間学校は、児童・生徒が非日常的な体験活動や日光の歴史に触れる拠点として、本区の目指す「人・社会・経済・環境・未来とともに生きる」ための育成の一助となるような施設とすることを主目的としている。そのため、宿泊施設としての運営はもちろんであるが、[基本方針①]に挙げる非日常的な体験活動などを積極的に行い、様々な学びの機会を提供できるような運営を目指す。

また[基本方針②]のとおり、学校利用の無い日はたくさんの方々が様々な用途で利用できる施設を目指し、サービス提供と財政負担のバランスを考慮した運営を図る。



Ⅲ.整備指針 2.運営の基本方針

【基本方針①】「非日常的な体験活動の機会を企画・運営する」

(例)

- ・集団宿泊生活を通じて規律を学び自律を育てる機会
- ・飯盒炊飯(バーベキュー)に係る火おこしや食材の焼き方、お米の炊き方などを学ぶ機会
- ・ピザづくりやバウムクーヘンづくりなど、日常では経験できない料理をつくる機会
- ・自然体験と防災を紐づけた自他の命と健康を守る術を身につける機会
- ・間伐体験や植林活動を通して森の循環について学ぶ機会
- ・間伐材を利用したクラフト制作や敷地から採れる陶土を利用した陶芸など、自然を利用した工作などを学ぶ機会
- ・キャンプファイヤーにより児童・生徒・教員のコミュニケーションを図る機会
- ・野生生物について見て触れて学ぶ機会
- ・都内では見ることのできない天体について学ぶ機会
- ・日光彫体験など、歴史や伝統について学ぶ機会



Ⅲ.整備指針 2.運営の基本方針

【基本方針②】

「学校利用の無い日はたくさんの方々が様々な用途で利用できる施設を目指し、サービス提供と財政負担のバランスを考慮した運営を図る」

(例)

- ・体験型宿泊施設として集客を図る
- ・大自然に触れる非日常体験施設として集客を図る
- ・スポーツ団体・文化団体の合宿施設として集客を図る
- ・安価に利用できる宿泊施設として集客を図る
- ・食堂を一般開放し、宿泊者以外の集客を図る
- ・売店もしくはコンビニエンスストアを設置し、利便性の向上と宿泊者以外の集客を図る



IV.要件整理

1.要件概要

現所在地において、林間学校として区内の小中学生が利用することを主目的とし、児童・生徒が利用しない期間には区民等も利用できるような汎用性のある施設として改築することを目指す。

2.想定規模

宿泊定員 : 300人程度(最大3校収容予定)

延床面積 : 6,000~6,500㎡程度

階数 : 3階建程度



ともに、生きる。

江戸川区

IV.要件整理



3.必要室等

屋内

- ・児童・生徒が6～8人程度で寝泊まりできる客室:40室程度
- ・教員が2～4人程度で寝泊まりできる客室:12室程度
- ・バスケットボールの公式サイズのコートが引ける屋内運動場
- ・1校最大240人程度の児童・生徒が開校式・閉校式を行うことのできるホール
- ・引率を含め300人が一堂に会することのできる食堂と人数分の調理が可能な厨房
- ・日光の歴史や自然、観光スポット等が調べられる図書スペース
- ・児童・生徒30人程度が一度に利用できる大浴場及び脱衣室:2室
- ・児童・生徒の個別対応や教員用の小浴場及び脱衣室:2室
- ・雨・雪などで濡れたものを乾かすための乾燥室
- ・児童・生徒の急な傷病に対して応急処置のできる保健室:2室
- ・教員10名程度が打合せできる会議室:2室
- ・運営事業者用の事務室及び従業員休憩室(兼打合せ室)
- ・リネン庫:各階1室
- ・共有洗面所・トイレ:適宜
- ・倉庫:適宜
- ・防災備蓄倉庫 ほか

屋外

- ・2～3校が利用できる飯盒炊飯場 兼 バーベキュー場
- ・2～3校が利用可能なキャンプファイヤー場 兼 屋外スポーツのできるグラウンド
- ・自然体験(動植物観察や間伐体験、クラフト制作など)に適した小屋

V.敷地条件

1.法的条件



(1)地域・地区要件等

	用途地域	無指定
	容積率	200%
	建ぺい率	60%
	防火指定	なし
建築基準法 56条	道路斜線(一号)	1.5
	隣地斜線(二号)	H20m+1.25
	北側斜線(三号)	なし
建築基準法 56条の2	対象建築物	建築物高さ>10m
	平均地盤面からの高さ	4m
	隣地境界線からの水平距離 (5m超10m以内の範囲)	5時間
	隣地境界線からの水平距離 (10m超の範囲)	3時間

V.敷地条件

1.法的条件



(2)本事業の計画及び実施に係る法令、条例等

- ・建築基準法及び建築基準法施行令
 - ・都市計画法
 - ・消防法、日光市火災予防条例
 - ・都市計画法に基づく開発許可
 - ・日光市土地開発指導要綱
 - ・日光市中高層建築物指導要綱
 - ・栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
 - ・日光市屋外広告物条例
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)
 - ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)
 - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - ・旅館業法
 - ・自然公園法
 - ・砂防法
 - ・森林法
 - ・日光市景観計画
 - ・栃木県暴力団排除条例
- その他、本事業に係る法令等

V.敷地条件 2.周辺環境



(1) 周辺道路

[北側]【A】幅員5mの道路(建築基準法42条1項5号)

[東側]【B】幅員8.7mの道路(建築基準法42条1項1号)

[南側]【C】幅員7mの道路(建築基準法42条1項1号)

(2) 周辺状況



《凡例》

◀: 写真の撮影方向と記号を示す

—: 門の位置を示す



ともに、生きる。

江戸川区

V.敷地条件

3.既存施設概要



(1)施設規模

	床面積	建築面積	構造	棟	竣工年度
敷地	13,526㎡		—	—	—
宿泊棟	1,609㎡ 2,352㎡ 1,369㎡	606㎡ 1,249㎡ 511㎡	RC	A棟 B棟 C棟	S49年度 S49年度 S49年度
食堂棟	669㎡ 314㎡	538㎡ 344㎡	RC	D-①棟 D-②棟	S42年度 S49年度
屋内運動場(増築)	377㎡	384㎡	RC		S59年度
発電機	18㎡	18㎡	RC		不明
受水槽機械室	7㎡	7㎡	RC		不明
浄化槽機械室	13㎡	13㎡	CB		不明
プロパン庫	11㎡	11㎡	CB		不明
石油保管庫	12㎡	12㎡	CB		不明
物置	7㎡	7㎡	S		不明

V.敷地条件

3.既存施設概要



(2)施設内容

客室(大)	49室
客室(小)	10室
屋内運動場	2室
その他	食堂、厨房、浴室4室、脱衣場2室、事務室、管理人室、休養室、医務室、会議室3室、倉庫4室、洗面所、トイレ、乾燥室、機械室、電気室

(3)今後の予定

令和8年度から解体工事着手予定

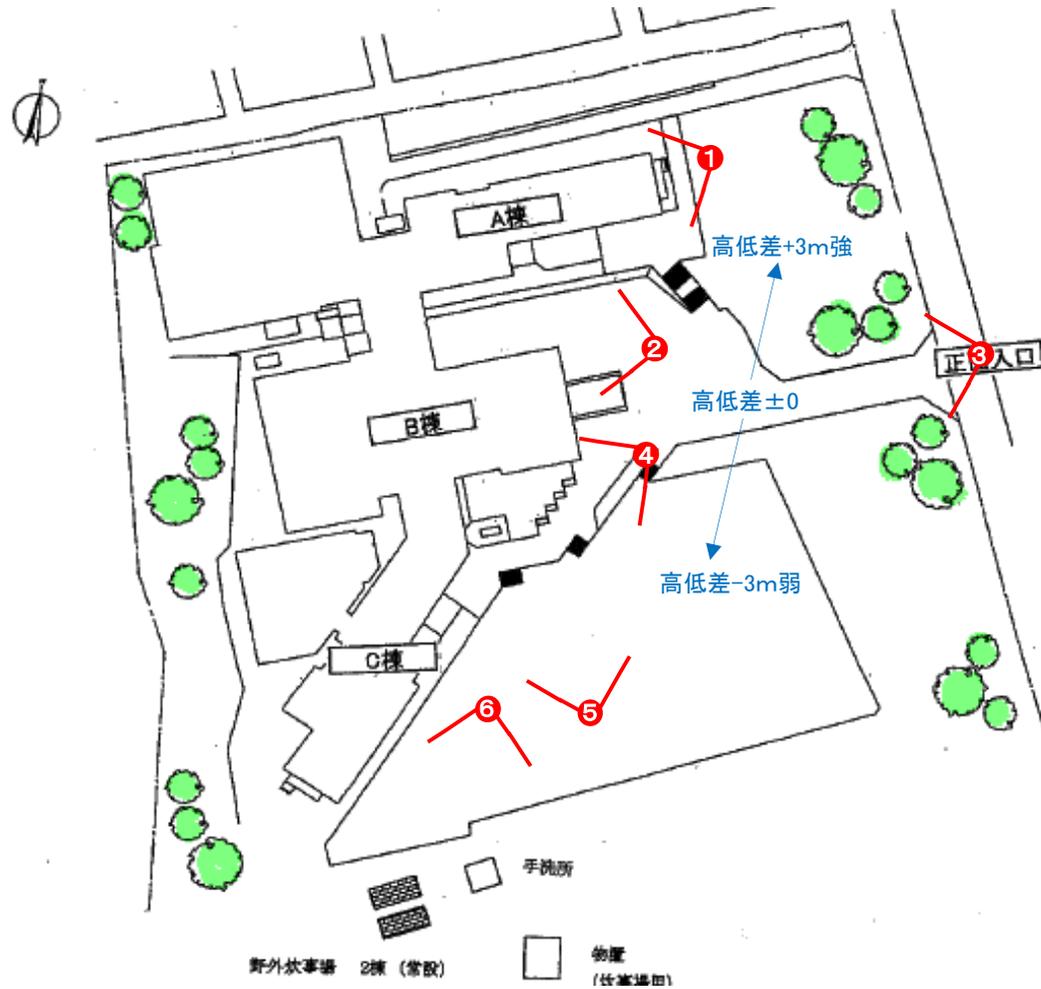


V.敷地条件

3.既存施設概要



(4)現況配置図及び敷地内の状況

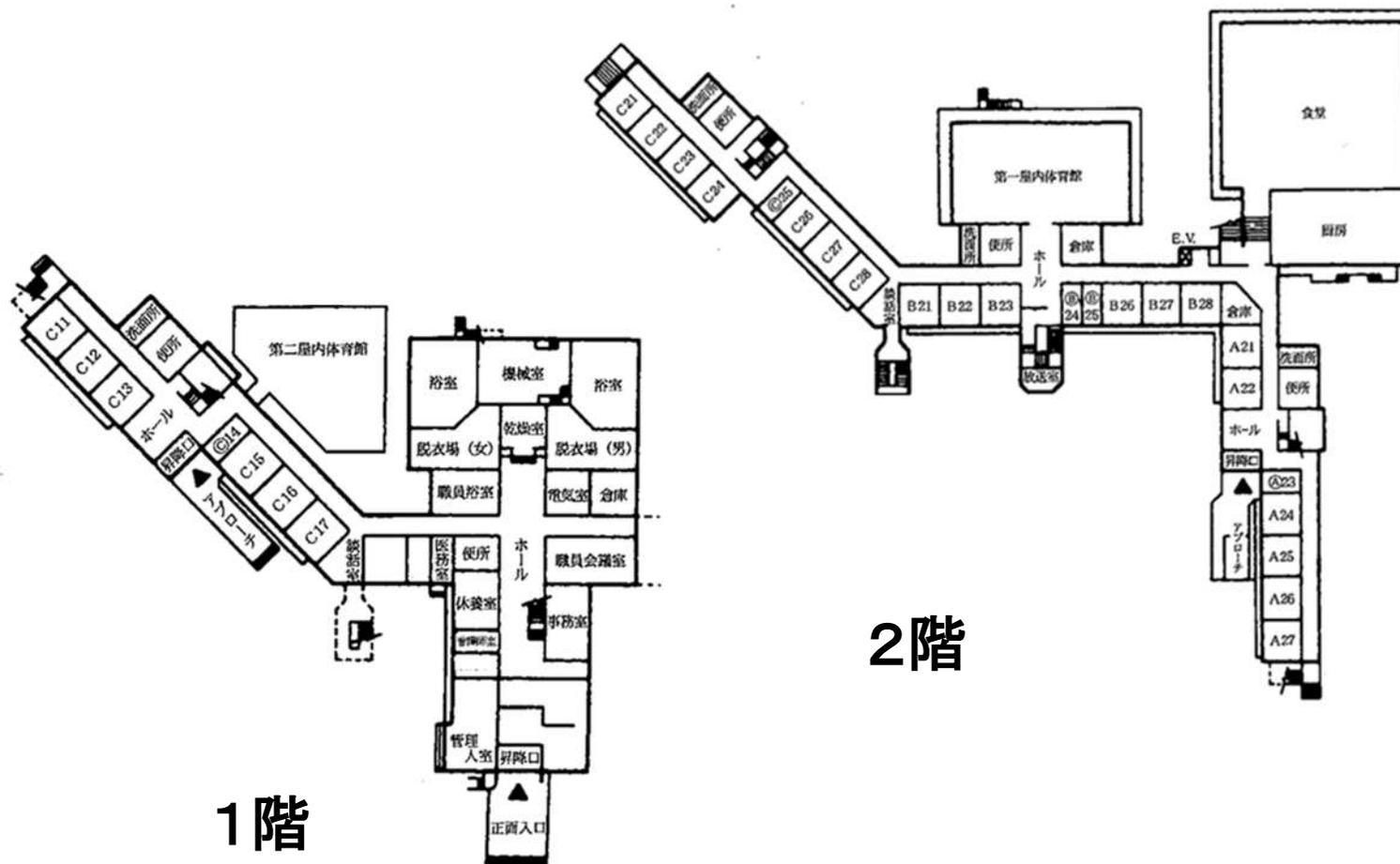


V.敷地条件

3.既存施設概要



(5) 既存施設平面図

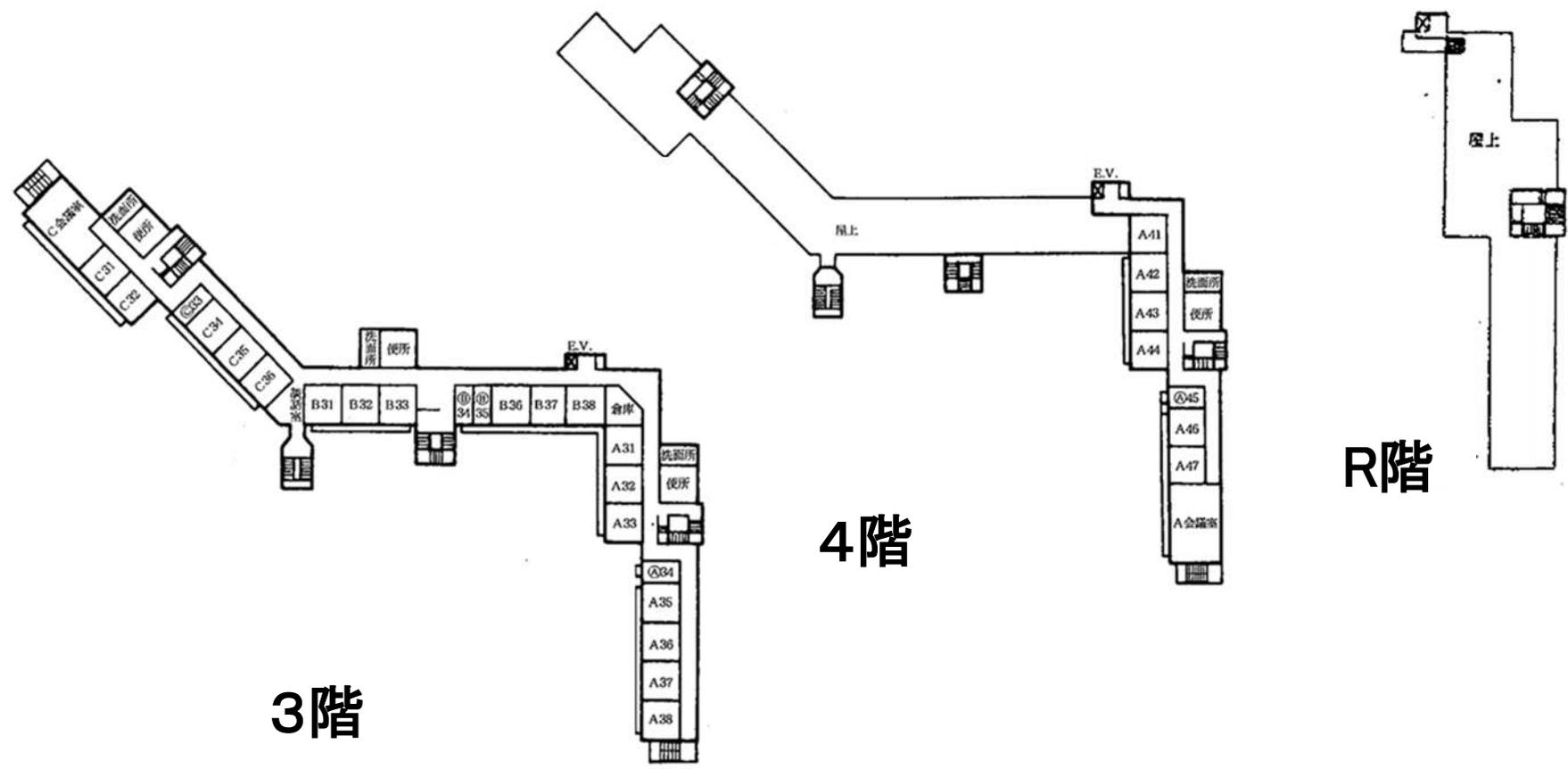


V.敷地条件

3.既存施設概要



(5) 既存施設平面図



本計画は、SDGsの目標を意識し、さまざまな課題に取り組んでいます。



(仮称)江戸川区立日光林間学校 整備指針

発行

江戸川区 教育委員会事務局 学校施設課

住所：〒132-8501

東京都江戸川区中央1丁目3番7号

江戸川中央ビル3階

電話：03-5662-1623

令和7年9月